

○熊本県警察用航空機の運用等に関する訓令

平成7年3月28日

本部訓令甲第10号

熊本県警察航空機使用管理に関する訓令(昭和52年熊本県警察本部訓令甲第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)及び警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号)に定めるもののほか、熊本県警察航空隊(以下「航空隊」という。)及び熊本県警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運航責任者)

第2条 規則第9条に規定する運航責任者は、航空隊の隊長(以下「隊長」という。)が指定するものとする。

2 運航責任者に事故あるときは、隊長があらかじめ指定した者が運航責任者の業務を代行する。

(安全担当者)

第3条 規則第10条に規定する安全担当者は、隊長が指定するものとする。

(勤務時間)

第4条 航空隊の隊員の勤務時間は、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号)に定めるところによる。

(航空隊の活動)

第5条 航空隊の活動は、災害その他の場合における警備実施のほか、特別活動、支援活動及び待機とする。

(特別活動)

第6条 特別活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 事件、事故等が発生した場合における初動措置
- (2) 緊急配備
- (3) 試験飛行、委託整備等の空輸飛行等航空機の維持管理のための飛行

(支援活動)

第7条 支援活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 警ら活動
- (2) 山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は搜索救難
- (3) 警衛及び警護
- (4) 捜査員等警察職員の搬送
- (5) 他都道府県への応援派遣

(6) その他航空機の支援が適当と認められる活動
(警ら活動)

第8条 警ら活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 警ら区を巡航して行う航空機警ら
- (2) 操縦士等の技量の維持及び向上並びに操縦教育を行う訓練飛行

2 前項第1号に規定する警ら区は、別表第1のとおりとする。
(待機)

第9条 待機においては、緊急事態が発生した場合直ちに出勤できる体制を保持しながら、航空機、無線機器その他の装備資機材の点検整備、書類の作成整理、航空基地の管理等に当たるものとする。

(搭乗手続)

第10条 所属の長(以下「所属長」という。)は、警察職員を航空機に搭乗させる必要があるときは、航空機搭乗承認申請書(甲)(別記様式第1号)により搭乗の5日前までに熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により申請し、事後速やかに前記申請書を提出するものとする。

(搭乗承認)

第11条 警察本部長は、前条の申請を承認するときは、航空機搭乗承認書(別記様式第1号)を当該所属長に交付するものとする。

(警察職員以外の搭乗)

第12条 警察本部長は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、警察職員以外の者を航空機に搭乗させることができる。

- (1) 防災、公害防止等警察業務と関連する業務遂行に資するための地方公共団体職員その他関係者の搭乗
- (2) 国又は地方公共団体等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認め、かつ、警察業務の運営上支障がないと認める搭乗

2 警察本部長は、警察職員以外の者が航空機に搭乗しようとするときは、搭乗の5日前までに航空機搭乗承認申請書(乙)(別記様式第2号)を提出させるものとする。

3 警察本部長は、前項の申請を承認するときは、航空機搭乗承認書(別記様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(搭乗手続の例外)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項に規定する申請書の提出を必要としないものとする。

- (1) 被救助者、被保護者又は護送被疑者の搭乗
 - (2) 被救助者等に対する医療措置のための医師等の搭乗
 - (3) 航空局又は総合通信局の試験官又は検査官の搭乗
 - (4) その他警察本部長が搭乗手続を不要と認める搭乗
- (搭乗者の遵守事項)

第14条 搭乗者は、航空機に搭乗するときは、第11条又は第12条第3項に規定する航空機搭乗承認書を機長に提出しなければならない。ただし、前条に規定する場合は、この限りでない。

2 搭乗者は、航空機搭乗者心得(別表第2)を遵守しなければならない。
(臨時発着場)

第15条 警察本部長は、規則第18条に規定する臨時発着場を指定したときは、関係所属長に通知するものとする。

2 隊長は、警察署の管轄区域ごとに航空機臨時発着場票(別記様式第3号)を作成、整理しておくものとする。
(安全措置)

第16条 所属長は、管轄区域内の臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合は、安全確保のため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 関係者以外の立入りの禁止
- (2) 着陸地点周辺の飛散物の除去及び飛散防止
- (3) 駐機中の航空機、保管燃料等の警戒

(定期検査)

第17条 規則第22条の規定に基づく定期検査は、おおむね1月及び7月に行うものとする。

(備付簿冊)

第18条 航空隊に備え付ける簿冊は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年10月26日本部訓令甲第20号)

この訓令は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日本部訓令甲第6号)抄

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月12日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則(平成17年1月15日本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成17年2月11日本部訓令第4号)

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成17年9月16日本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日本部訓令第9号)
この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成29年3月24日本部訓令第6号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月5日本部訓令第15号)
この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条から第3条まで、第5条、第7条、第9条及び第11条の規定 平成29年10月1日
(2) 第4条、第6条、第8条及び第10条の規定 平成30年4月1日

附 則(平成31年3月15日本部訓令第5号)
この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則(令和3年1月22日本部訓令第1号)
(施行日)
1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。
(経過措置)
2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年8月16日本部訓令第8号)
この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

※ 別表・別記様式(略)